

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 危機管理防災課

法令名	電気工事業務の適正化に関する法律	法令の番号	昭和45年法律第96号						
許認可等の種類	登録電気工事業者の登録事項変更、登録証の訂正	根拠条項	第10条第2項、第3項						
審査基準	変更の理由を証する書面確認								
	受付機関	危機管理 防災課	処理機関	危機管理 防災課	交付機関	危機管理防災課	標準処理期間	10日	目次NO